

令和3年5月18日

一般社団法人群馬県建設業協会
会 員 各 位

一般社団法人群馬県建設業協会
会 長 青 柳 剛

群馬県まん延防止等重点措置の実施について

群馬県において令和3年5月14日（金）に開催されました第46回群馬県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、別添のとおり、群馬県まん延防止等重点措置を行うことが決定しました。

群馬県においては、県民及び事業者に対して上記措置に基づく要請が行われますので、添付文書をご確認いただきたくお願い申し上げます。

ーまん延防止等重点措置の主な内容ー

(1) まん延防止等重点措置の実施期間

令和3年5月16日（日）から6月13日（日）まで（29日間）

（営業時間短縮要請期間：同上）

(2) 重点措置の区域等

措置区域：前橋市、高崎市、伊勢崎市、太田市、沼田市、渋川市、藤岡市、
富岡市、安中市、玉村町（10市町）

措置区域以外：上記以外の25市町村

※詳細は『群馬県まん延防止等重点措置』を御確認ください。

一般社団法人群馬県建設業協会
TEL 027-252-1666
FAX 027-252-1993